

平成十九年二月九日受領  
答弁第一八号

内閣衆質一六六第一八号

平成十九年二月九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一八五五年の琉仏修好条約に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出一八五五年の琉仏修好条約に関する質問に対する答弁書

一について

確認できる範囲では、御指摘の「条約」と称するものについて、外務省作成の仮訳が存在しているとは承知していない。

二について

国際約束とは、条約等国際法上の主体の間において締結され、国際法によって規律される国際的な合意をいう。

三について

御指摘の認識は、日本国が御指摘の「条約」と称するものの当事者ではないということ述べたものである。